

## 電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視 《調査結果に基づく所見表示》

「行政評価・監視」は、中部管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政運営全般を対象として、合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、デパートや大型のスーパーマーケット、複合ビルなど住民の身近にあり、多くの人々が利用する施設などに設置されている高電圧で受・配電する電気設備などの自家用電気工作物を対象に、当局及び石川行政評価事務所が企画し、平成17年8月から11月にかけて実地に電気工作物の維持管理の状況等を調査した結果に基づいて、中部近畿産業保安監督部に対し、平成17年12月20日(火)に所見表示したものです。

# 概略

## 背景

- 電気工作物に係る事故は、毎年多数発生しており、11~28件の感電による死傷事故や電気火災事故が発生。

＜中部近畿産業保安監督部管内の電気工作物の事故発生件数＞

	平成14年度	15年度	16年度
・事故総数	134件	125件	136件
・うち感電死傷、電気火災事故	23件	28件	11件

- 電気工作物の安全確保については、規制緩和、技術の進歩による保安実績の向上、自己責任原則の高まりなどを背景に、設置者自らが自主検査を行うなどの自主保安の仕組みを促進。
- 自家用電気工作物は、デパート、大型スーパーマーケット、複合ビル、学校など住民の身近にあり、多くの人々が利用する施設などに設置されており、受・配電する電気が高電圧であることから、一旦事故が発生した場合には、一般の利用者にも大きな被害を及ぼすおそれがあることから、維持管理の適正化が強く求められている。

### ＜最近の事故例＞

平成17年10月に名古屋市内のバスターミナルビルで、自家用電気工作物の点検をしていた作業員3人が感電により重軽傷を負うとともに、火災が発生してビル内に煙が充満したことなどから同ビル内に入居している映画館、ホテル、レストランなどが終日営業を停止する事故が発生している。

今回の行政評価・監視の結果、以下の点について改善措置を講ずべきことを所見表示

- 1 電気工作物の維持管理の適正化
- 2 電気工作物の保安体制の整備
- 3 立入検査の機動的・効果的な実施
- 4 事故報告に基づく再発防止対策の徹底
- 5 電気工作物設置者の負担軽減

所見表示先：中部近畿産業保安監督部

所見表示日：平成17年12月20日(火)

# 所見表示事項1 電気工作物の維持管理の適正化

## 制度・仕組

電気事業法では、公共の安全を確保する等の観点から、電気工作物設置者に対し、電気工作物の技術基準適合維持等の義務を課すとともに、国(保安監督部)には、立入検査、改善命令等の権限を付与。

### 《電気工作物設置者》

- ① 電気工作物の技術基準(注)適合維持
- ② 保安規程の作成・届出・遵守
- ③ 主任技術者の選任・届出

### 《保安監督部》

- ① 技術基準適合命令
- ② 報告の徴収
- ③ 立入検査 等

(注) 人体への電撃の防止、漏電、地絡などによる火災の防止を図るため、電気工作物の材質、構造、防止装置等の基準などを定めた省令。

## 調査結果

抽出調査した41事業所において、次のような不適切事例あり。

- ① 技術基準不適合により漏電、ショートによる電気事故が発生するおそれのあるもの。(10事業所18事例)

(主な事例・別添事例表1参照)

- ・ 受電用遮断機の未設置＝過電流が流れた際電流を遮断できず、設備が焼損し停電などの波及事故につながるおそれのあるもの。
- ・ 配線容量不足＝遮断器に容量不足の配線があり、漏電のおそれのあるもの。

- ② 維持管理が適切ではなく、緊急時の対応が困難となっているもの。(5事業所6事例)

(主な事例・別添事例表2参照)

- ・ 非常用電源が起動されず、火災等の非常時に速やかな避難・消火等が行えないおそれのあるもの。

- ・ 上記の中には、主任技術者から速やかな改善が必要との指摘を受けているが、設置者はこれを放置し、未改善のままとなっているものあり。(5事業所)
- ・ 設置者を主たる対象とした電気工作物の安全確保のための講習会、研修会未実施。

## 所見表示要旨

所見表示事項2及び3とあわせ、次の措置を講ずること。

- ① 技術基準に適合しないおそれのある等改善を必要とする電気工作物については、速やかに改善するよう指導を徹底すること。
- ② 関係団体と連携して、電気工作物の設置者に対して設置者の責務を内容とする講習会を開催するなどにより、電気工作物の一層の安全確保を図るよう指導すること。

## 所見表示事項2 電気工作物の保安体制の整備

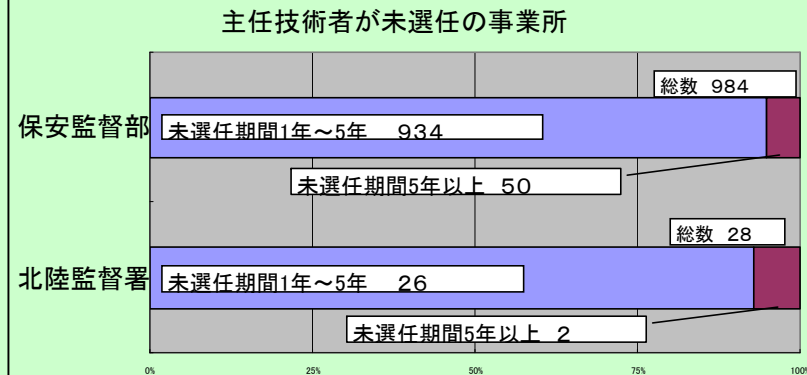
### 制度・仕組

・電気工作物を設置する者は、その工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任しなければならない。

なお、比較的規模の小さい電気工作物設置事業者では、保安の監督に係る業務を外部へ委託可能。

### 調査結果

・主任技術者が選任されていない事業所(以下「未選任事業所」という。)の未選任期間をみると、1年以上の未選任事業所が中部近畿産業保安監督部(以下「保安監督部」という。)で984(管内事業所109,678の0.9%)、北陸産業保安監督署(以下「北陸監督署」という。)で28(管内事業所23,820の0.1%)みられる。この中には下図のとおり5年以上未選任のものがある。



・保安監督部・北陸監督署は、未選任期間が長期のものに対しても警告文書の発送や設置者を呼び出して直接選任を促す等の措置未実施。

### 所見表示要旨

- ① 主任技術者が長期間未選任となっている事業所については、速やかに警告文書の送付や設置者に直接選任を促す等の措置を講じ、その解消を図ること。
- ② 長期間未選任事業所の発生防止、解消のための具体的な措置方針・手続きを定めた要領等を作成し、これに基づき未選任事業所に対する指導を適切に行うこと。

## 所見表示事項3

## 立入検査の機動的・効果的な実施

### 制度・仕組

- ・ 国(保安監督部)は、電気事業法の施行に必要な限度において、事業所に立ち入り、電気工作物や関係書類を検査。
- ・ 保安監督部・北陸監督署では、原子力安全・保安院が定めた立入検査実施要領に基づいて、立入検査を実施。
- ・ 要領では、交通・医療等社会的に重要と認められる事業所などを重点検査対象として選定するよう規定。  
また、立入検査に基づく指摘事項については、必要に応じて説明資料を添付させ、改善報告書を提出させることと規定。

### 調査結果

- ① 感電死傷事故や住民に影響を及ぼす事故が発生した事業所に対する機動的な立入検査はほとんど未実施。
- ② 平成14～16年度の立入検査事業所数は、保安監督部17～50事業所、北陸監督署13～24事業所で、管内の事業所数に比べ極めて少ない(管内事業所:保安監督部109,678、北陸監督署23,820)。
- ③ 平成17年度の立入検査計画では、交通・医療等社会的に重要な事業所は、保安監督部9%(23事業所中2事業所、北陸監督署18%(40事業所中7事業所)にとどまっている。  
検査対象事業所の保安監督部9%、北陸監督署18%。
- ④ 技術基準不適合により電気事故の発生するおそれのある事例の中には、学校、遊技場、スーパー等不特定多数の者が利用する事業所あり(6事業所)。
- ⑤ 改善報告内容が、改善予定となっているものについて、その後改善状況の確認を行っていないものあり(7事業所)。
- ⑥ 改善報告書に、改善したことを確認できる資料等がない状態で受領し、その後も資料等の提出を求めているものあり(5事業所)。
- ⑦ ⑤、⑥の中には、現在も未改善のものあり(抽出6事業所中3事業所)。

### 所見表示要旨

- ① 感電死傷事故等が発生した事業所に対し、速やかに再発防止対策を講じさせるため、立入検査を必要に応じ機動的に実施すること。
- ② 社会的に重要な事業所、不特定多数の者が利用する事業所等をリストアップして、重点的・計画的に立入検査を実施すること。
- ③ 指摘事項が未改善となっているものは、改善状況をフォローアップし、その改善を促進すること。
- ④ 改善報告書に、説明資料・写真等の添付を徹底し、その改善状況を的確に確認すること。

## 所見表示事項4 事故報告に基づく再発防止対策の徹底

### 制度・仕組

- ・ 電気工作物を設置する者は、感電死傷事故、火災事故等が発生した場合には事故発生から48時間以内に電話等による速報を、また30日以内に報告書(以下「事故詳報」という。)の提出が必要。
- ・ 保安監督部は、事故詳報には必要に応じて資料を添付して報告するよう指導。

### 調査結果

- ① 事故詳報で、「対策を講ずることになっている」又は「講ずることを計画している」となっているものについて、その後の改善状況を確認していないものあり。  
(19事業所30事項)
- ② 再発防止対策の内容、状況が確認できる資料等を添付していないにもかかわらず、そのまま受領しているものあり。  
(4事業所4事項)

### 所見表示要旨

- ① 事故詳報において今後措置することとしている事業者に対して、措置結果を報告させるなどの確にフォローアップすること。
- ② 事故詳報に資料等添付していない事業者に対して、措置内容が確認できる資料等を添付して報告するよう指導を徹底すること。

# 所見表示事項5 電気工作物設置者の負担軽減

(1) 工事計画届出における審査短縮制度の活用及び添付書類の簡素化

## 制度・仕組

- ・ 一定規模以上の電気工作物を設置等しようとする者は、工事計画の届出が必要。
- ・ 工事計画が受理された日から、30日経過後でなければ着工不可。

工事開始制限期間については、わずかな修理など国(保安監督部)が認めた場合には、期間を短縮することができる制度(以下「審査短縮制度」という。)あり。

- ・ 施行規則で、工事計画届出に当たり添付すべき書類を規定。

## 調査結果

- ① 抽出調査した47件中3分の1に当たる16件が15日以内に審査終了。
- ② 保安監督部・北陸監督署では審査短縮制度について、広報・周知未実施。
- ③ 調査した9事業所のうち、5事業所では制度不承知、うち、2事業所で本制度の活用意向あり。
- ④ 調査した風力発電設備の設置に係る工事計画の届出7事業所全てが施行規則で添付書類とされていない電気設備等に関する技術基準の適合状況の確認文書を添付。
- ⑤ 調査した非常用予備発電設備の設置に係る工事計画の届出9事業所のうち7事業所が、施行規則で添付書類とされていない「ばい煙発生施設に係る工事計画」の工事工程表を添付。

## 所見表示要旨

- ① 審査短縮制度について、保安監督部及び北陸監督署のホームページや関係団体が主催する講習会等を活用するなどして、広報・周知すること。
- ② 施行規則で定める添付書類以外のものについては、添付の必要がないことを周知徹底すること。

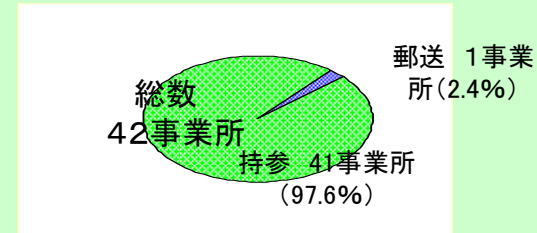
## (2) 安全管理審査の郵送による申請の推進

### 制度・仕組

- ・ 一定の要件に該当する電気工作物を設置する者は、使用前自主検査等の実施体制についての審査（以下「安全管理審査」という。）を受けることが必要。
- ・ 安全管理審査の申請は、郵送も可。

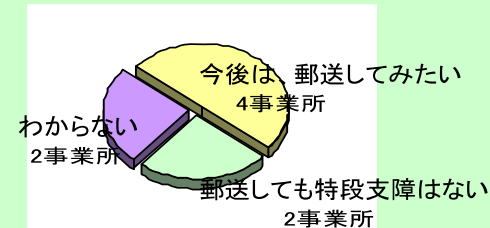
### 調査結果

- ① 抽出した42事業所のうち、ほとんどは申請書を持参。



- ② 郵送での受付の広報等は未実施。
- ③ 申請事業者は事前相談の上で、印紙を貼付した一枚紙の申請書提出。
- ④ 安全管理審査の申請を行ったことのある8事業所のうち、半数の事業所では郵送での申請の意向を示し、2事業所では郵送でも特段支障なしと回答。

申請書の郵送に関する意見



### 所見表示要旨

安全管理審査の申請は郵送によることもできることをホームページや広報誌、関係団体が主催する講習会等を利用して、積極的に広報・周知すること。また、関係団体に対しても、会員に対して周知するよう要請すること。